

更別村農業委員会議事録

令和7年 第8回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和7年8月19日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和7年8月19日（13時30分開会、14時00分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀬田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

7番 日光委員 8番 家常委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 主任 西村 悠佑
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）
議案第1号 更別村農業振興地域整備計画の変更について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地
利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第5号 農用地の利用関係の調整について

(7) そ の 他

- ① 「更別村農業委員会の概要」（令和7年度版）の配布について
- ② 令和7年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について
- ③ 令和7年第8回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事 務 局】 それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和7年第8回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 若干仕事が出来た雨ですが、一応今日は、報告事項4件、議案5件となっておりますので、慎重審議の方よろしく願いしたいと思います。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。7番 日光委員、8番 家常委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議 長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。7月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願いいたします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次にまいります。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。7月定例総会議案調製以降、3件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

2件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

3件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報

告について説明お願い致します。

【事務局】 報告第3号のまず(1)、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明を致します。

農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用について、工事進捗状況報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されております。2頁は利用計画図です。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

続いて報告第3号の(2)、農地法第5条の規定により許可を行いました農地転用について、工事進捗状況報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料3頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されております。

現地確認につきましては、大規模事業のため、省略しております。

【議長】 それでは(1)について現地確認いただいた高橋英樹委員の方より報告をお願い致します。

【高橋英樹委員】 8月18日に現地にて、計画通りの位置に建築中であることを確認しました。

【議長】 ただ今担当委員から報告がありましたが、(1)及び(2)について何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第 4 号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事 務 局】 報告第 4 号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

7 月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借 1 件の利用調整を行っております。

内容は議案のとおりです。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、利用調整委員長を務められました本多委員より報告お願い致します。

【本多委員】 7 月 18 日定例総会終了後に利用調整委員会を、私と早坂委員、細川委員、田中委員で行いました。書類による利用調整ということで、特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議 長】 ただ今報告がありましたが、この件についてよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第 1 号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議 長】 それでは議案に入ります。議案第 1 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第 1 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は 4 頁からになります。4 頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、7 頁に利用計画図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

続いて 2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は9頁からになります。9頁が変更箇所的位置図です。10頁に配置求積図を付けております。

別紙で航空写真の方も配布をしております。

続いて3件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は11頁からになります。11頁が変更箇所的位置図です。14頁に配置求積図を付けております。

別紙で航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1件目については、このあと議案第2号で転用許可申請を審議いただきます。

2件目については、現況地目が宅地という事で、農地ではないため農地法の許可申請は不要となっております。

3件目については、このあと議案第3号で転用許可申請を審議いただきます。

なお、高橋英樹委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、議事参与の制限があります。議案審議の際には一時退室をお願いいたします。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、1件目は議案第2号と、3件目は議案第3号と関連しますので、それぞれの説明が終わってから併せて審議と致します。

それでは2件目につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 なければ、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、2件目について、異議なしで回答するものと致します。

(6) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明願います。

【事務局】 それでは引き続きまして議案第2号の説明を致します。農地法第4条の

規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は4頁からになります。まず4頁に申請地の位置図を付けております。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料5頁からは許可申請書の写しを付けております。左下に「2 転用計画」とあり、(1)に「転用目的」、(2)に「転用事由の詳細」が記載されております。

右上の(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、その下の3には資金計画が記載されています。

7頁は利用計画図です。

8頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

左の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由を記載のとおりとしております。続いて(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として、記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと、整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第1号の農振用途変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議 長】 それでは現地確認いただいた井上委員の方より報告お願い致します。

【井上委員】 8月14日に現地を確認してまいりました。作業効率等を含め、当該地を選定していることは適切であると考えます。

【議 長】 それでは、しばらく時間を取りますので。議案と資料の内容の確認をお願いします。その後でご審議いただきたいと思います。
(各委員内容確認)

【議 長】 いかがでしょうか？確認していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは、この件について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、まず議案第1号の更別村農業振興地域整備計画の変更についての1件目について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 続いて、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは、議案第1号の1件目については、異議なしとして回答するものとし、議案第2号については、許可相当とし、併せて村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可するものと致します。

(7) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

【議 長】 続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明願います。

【事 務 局】 それでは引き続きまして議案第3号の説明を致します。農地法第5条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は11頁からになります。まず11頁に

申請地の位置図を付けております。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料 12 頁からは許可申請書の写しを付けております。右下に「3 転用計画」とあり、(1)に「転用の目的」、(2)に「転用事由の詳細」が記載されております。

13 頁の左上の(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、その下の 4 には資金計画が記載されています。

14 頁は配置求積図です。

15 頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の 1. 立地基準ですが、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種から第 3 種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由を記載のとおりとしております。続いて(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として、記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側、2 の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと、整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第 1 号の農振用途変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

なお、高橋英樹委員につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして、議事参与の制限があります。議案審議の際には一時退室をお願いいたします。

【議長】 それでは現地確認いただいた高橋秀範委員の方より報告お願い致します。

【高橋秀範委員】 本日 8 月 19 日現地を確認しました。農家住宅としての敷地面積は必要部分に限られていること、また、既存の施設との連絡等を考慮すると、当該地の転用はやむを得ないものであると考えます。

(高橋英樹委員退室)

【議 長】 それでは、しばらく時間を取りますので。議案と資料の内容の確認をお願いします。その後でご審議いただきたいと思います。
(各委員内容確認)

【議 長】 いかがでしょうか？確認していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは、この件について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、まず議案第 1 号の更別村農業振興地域整備計画の変更についての 3 件目について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 続いて、議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは、議案第 1 号の 3 件目については、異議なしとして回答するものとし、議案第 3 号については、許可相当とし、併せて村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可するものと致します。

(高橋英樹委員入室)

(8) 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議 長】 それでは、次に進みます。議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等 2 件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりで、報告第4号で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりで、報告第4号で報告した件の公社の貸し付けです。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第18条第5項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありました、まず賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

(9) 議案第5号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第5号、農用地の利用関係の調整について説明お願い致します。

【事務局】 議案第5号、農用地の利用関係の調整について説明致します。農地中間管理事業規定第8条の規定に基づき申出があった農用地について、利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料16頁、17頁に図面を付けております。

なお、本件は従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、利用調整をするものと致します。併せて、従前と変わりがないので、書類利用調整という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは利用調整委員を選ばせていただきます。家常委員、高橋英樹委員、高橋秀範委員、藤澤委員をお願いします。

利用調整委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 「更別村農業委員会の概要」（令和7年度版）の配布について

【議長】 それでは、その他の方へ移らせていただきます。その他の1番目、「更別村農業委員会の概要」（令和7年度版）の配布について、説明をお願い致します。

※ 概要配布

(2) 令和7年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について

【議長】 次に2番目、令和7年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について説明をお願い致します。

※ 当農業委員会は協議会がないため準会員。会費は1人当たり200円で、村の予算で計上済。

(3) 令和7年 第9回農業委員会定例総会について

※第 9 回定例総会は、9 月 26 日（金）13 時 30 分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 これで定例総会を終了したいと思います。お疲れさまでした。